

令和2年度の横浜市週休2日制確保モデル工事

横浜市では、改正品確法の趣旨に基づき、建設業における担い手の育成・確保と労働環境の改善を図る取組として、工事現場における休日の取得を促進するための週休2日制確保モデル工事を平成29年度より行っています。

令和2年度については、工事期間中一定割合以上週休2日を確保できた工事に対して、工事成績評定での加点を継続するとともに、新たに労務費等の増額補正を実施することとし、引き続き週休2日の確保を進めます。

●工事現場における週休2日制とは（横浜市の場合）

一週間のうち2休日（現場の休工日）とすることです。

天候や緊急対応等により、休日予定日を変更することができます。

●発注者指定型モデル工事を引き続き行います（継続）

工事受注後に、週休2日を実施するかしないかを選択できます。

実施しない場合でも工事成績評定の減点等のペナルティはありません。

●受注者希望型モデル工事を引き続き行います（継続）

工事受注後に、受注者からの協議により、工事監督課が同意した場合、週休2日制確保モデル工事の適用となります。

履行できなくても工事成績評定の減点等のペナルティはありません。

●工事成績評定への反映（継続）

週休2日の達成率75%以上の場合は工事成績評定に1点、達成率50%以上の場合は工事成績評定に0.5点加点します。

●請負金額への反映（改正）

土木、造園、一部の電気工事等の土木積算工事については、達成率50%以上の場合、達成率に応じて、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費率、現場管理費率の増額補正を行います。

建築積算工事については、達成率50%以上の場合、達成率に応じて、労務

費の増額補正を行います。

港湾積算工事については、達成率 100%の場合、労務単価（一部の職種を除く）の増額補正を行います。

●**実施確認方法（継続）**

休日取得計画・実績書の提出及び作業日報の提示により週休 2 日の実施状況を確認します。

●**モデル工事実施時の注意点**

週休 2 日の確保を事由にした工期の延期は行いません。契約工期の中で週休 2 日を確保してください。

●**対象工事の明示など**

発注者指定型又は受注者希望型モデル工事の対象工事は、現場説明書に明示します。

令和2年4月1日以降に着手する工事から適用します。

ただし、それ以前に着手した工事のうち令和2年1月1日以降に契約した工事名に（ゼロ市工事）を含む工事についても適用します。

※実施要領については、財政局公共施設・事業調整課ホームページで公表しています。

●**実施工事の公表**

週休 2 日を 75%以上達成できた場合は、工事名及び施工会社名を財政局公共施設・事業調整課ホームページで公表します。

●**アンケートの提出**

制度の改善にあたって参考とします。発注者指定型モデル工事については実施・未実施にかかわらず、受注者希望型モデル工事については実施した工事について、工事完了後にアンケートを提出していただきます。

横浜市財政局公共施設・事業調整課

電話 045-671-2025